

一般財団法人岐阜県サッカー協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人岐阜県サッカー協会（英文名Gifu Football Association（略称GFA））と称す。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県岐阜市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、岐阜県のサッカー界を総括し代表する団体として、サッカー競技の普及及び振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) サッカーの競技会の開催に関する事。
- (2) サッカー技術の研究及び指導に関する事。
- (3) 地域社会におけるサッカーグループの育成強化に関する事。
- (4) 審判技術の研究並びに審判員の養成及び登録に関する事。
- (5) サッカー競技規則の研究及び普及に関する事。
- (6) サッカー競技者及びチームについての資格の審査並びに日本サッカー協会への登録に関する事。
- (7) 岐阜県を代表するチームの役員及び選手の選定に関する事。
- (8) 外国へのチーム派遣に関する事。
- (9) 外国チームの招聘又は外国チームの来岐の承認に関する事。
- (10) サッカー競技に関する公式記録の作成及び保存に関する事。
- (11) サッカー競技に関する指導資料等の刊行に関する事。
- (12) 岐阜県サッカー界を代表する唯一の団体として岐阜県体育協会に加盟し事業に協力をする事。
- (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承

認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員9名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員は、この法人又は、その子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期等)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

4 評議員の選任時の年齢は、65歳以下とする。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員は、無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 この法人に評議員会を設置する。

2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会において評議員の中から選出する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任

- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその評議員会において選任された議事録署名人2名以上が前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 役員等

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 9名以上15名以内 (前三号の役員を含む)
- (5) 監事 2名以内

2 前項第一号の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にあるものの合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

(会長、副会長及び専務理事の職務及び権限)

第23条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は会長を補佐する。

3 専務理事は会長を補佐し、理事会の決議に基づき、日常の業務に従事する。

4 会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期等)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会長及び副会長を除く、理事の選任時の年齢は、65歳以下とする。

5 監事の選任時の年齢は、70歳以下とする。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第28条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦に基づき、評議員会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長及び理事会の諮問に応ずる。

4 顧問は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事並びにその理事会において選任された議事録署名人2名以上が前項の議事録に署名又は記名押印する。

第8章 委員会

(委員会)

第35条 この法人の事業遂行のために、理事会はその決議により、次の委員会を設置する。

専門委員会

- (1) 総務委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 技術委員会
- (4) 審判委員会
- (5) 事業委員会
- (6) 医事委員会
- (7) フットサル委員会
- (8) キッズ委員会
- (9) 規律フェアプレー委員会

種別委員会

- (1) 第1種社会人委員会
- (2) 第1種大学高専委員会
- (3) 第2種委員会
- (4) 第3種委員会
- (5) 第4種委員会
- (6) 女子委員会

(7) シニア種委員会

2 委員会の組織及び運営に関しては、理事会の決議により別に定める委員会規程による。

第9章 加盟団体

(加盟団体)

第36条 岐阜県内において、この法人の趣旨に賛同する団体は、理事会の決議を経て、加盟団体になることができる。

(加盟団体の区分)

第37条 加盟団体は次のように定義する。

- (1) 地区サッカー協会
- (2) 市町村サッカー協会
- (3) 市町村サッカー連盟

(権限)

第38条 地区サッカー協会、市町村サッカー協会及び市町村サッカー連盟は、サッカーの指導普及に関する地区内の共通問題につき、審議するほか、競技会、講習会その他の事業を地区及び市町村単位で実施することができる。

(資格喪失)

第39条 加盟団体は、次の各号の一に該当するときには、その資格を喪失する。

- (1) 一般財団法人岐阜県サッカー協会の解散
- (2) 除名
- (3) 該当加盟団体の解散

(除名)

第40条 加盟団体が、次に該当するときは、理事会の同意を得て、会長はこれを除名することができる。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又はその目的に違反するような行為があったとき。

(その他)

第41条 加盟団体に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

第11章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第44条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の処分制限)

第45条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 水谷晃三 松原郁夫 尾関孝昭 森進一 福富孝芳 高橋幸平 奥村祐輔

土本泰 鈴木久樹 三浦陽一 額綱泰一

監事 毛利保之 田中秀幸

4 この法人の最初の会長は、水谷晃三とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

市川重明 村橋喜代久 鷺見正人 高橋正紀 津田行代 宇津慎一 渋谷康充
森川毅 池原一嘉 池田卓也 野村淳一 勝野正之 服部順一

(改訂)

2023年6月17日 第13章 補足 第48条の追加

2024年3月17日 第6章 20条(2)の改訂